

# 市県民税の申告と所得税の確定申告(つづき)

## 所得税および復興特別所得の還付申告ができる方

給与所得者の方や年金所得者の方で、確定申告の必要がない方でも、次に該当する場合には、確定申告をする場合、確定申告を別所得税が還付されること  
・マイホームをローンなどで取得した方(住宅借入金等特別控除)  
・多額の医療費を支払った方(医療費控除)  
・年末調整で控除の手続きを忘れた方  
・年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった方

## 所得税および復興特別所得の確定申告が必要な方

所得税および復興特別所得の確定申告は、1年間(1月から12月まで)のすべての所得から所得控除を差し引いて計算した所得税額によって所得税を納付したり、還付を受けたりするものです。  
平成25年中に次のような所得のあった方は、所得税および復興特別所得の確定申告をする必要があります。  
○事業所得者(農業を営む)などの方

・各種所得金額の合計額が、所得控除金額の合計額を超える方  
○給与所得者の方で次のいずれかに該当する方  
・給与の年収が2千万円を超える方  
・給与以外の所得(農業や年金など)が20万円を超える方  
・2カ所以上から給与の支払いを受けている方  
・源泉徴収をされていない給与の支払いを受けている方

※譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)のある方や青色申告の方、災害などの被害により雑損控除を受ける方、あるいは事業所得で新規開業の方、過年度の申告をする方、消費税の申告をする方または一般の住宅取得等特別控除以外の申告(住宅特定改修・認定長期優良住宅)を受ける方などは、市役所では相談できません。この場合は、イオンモール成田で申告相談してください。

## 申告に必要なもの

・源泉徴収票などの収入のわかるもの(事業所得者については収支のわかるもの)  
・健康保険、国民年金、介護保険料の領収書や証明書など(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額は電話での問い合わせにお答えできません)  
・生命保険や地震保険などの控除証明書・印鑑(スタンプ印は不可)、電卓、筆記用具  
・前年の申告書の写しなど  
**今回の申告の主な改正点**  
※復興特別所得税の創設について(国税関係)  
東日本大震災からの復興のため、復興特別所得税が創設されました。

① 所得税の納税義務のある方は、復興特別所得税も納める義務があります。  
② 課税対象期間は、平成25年から平成49年分までです。  
③ 復興特別所得税額は、基準所得税額の2・1%です。  
※均等割の引き上げについて(地方税関係)  
緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、個人住民税(市県民税)の税率を引き上げます。

① 市県民税の納税義務のある方が対象です。

② 対象期間は、平成26年度から平成35年度までです。  
③ 均等割(現行4000円)に1000円を加算し、5000円とすることとされました。

## 課税課

☎ 443-1116

**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の確定申告を発行します**  
確定申告などの際、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は社会保険料控除を受けることができます。万一、領収書を紛失されるなど、控除する金額を確認することができない方は確認書を発行します。ご本人であることが確認できるもの(運転免許証、保険者証など)を持参のうえ、窓口へお越しください。

※電話での相談はできません。  
**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料**  
☎ 443-1139

**介護保険料**  
☎ 443-1491

**高齢者福祉課**  
☎ 443-1491

## 路線バス「都賀線」が廃止になります

JR八街駅とJR都賀駅間を運行している、ちばフラワーバス(株)の「都賀線」につきましては、長年赤字が続いており、国・県の補助金などの補助を受けて運行してききました。  
また、沿線市と運行事業者は、利用向上に向けて啓発などを行ってききましたが、利用者の減少が止まらないため、運行事業者から廃止したいとの意向が示されました。  
市としては運行の維持を強く要望しましたが、他市を含め路線維持の高額な赤字補填は困難であることから

ら、3月31日をもちまして、廃止が決定しました。  
なお、市内の路線バスは、全ての路線で利用者が減少しており、厳しい経営状態であり、今後、路線廃止の可能性もあります。  
今後も路線バスを維持していくためには、皆さんがバスを利用することが最重要です。  
また、ふれあいバスも利用者が減少しており、年々、市の負担額が増大しておりますので、ふれあいバスもぜひご利用ください。

**企画課**  
☎ 443-1114

## 2月の移動交番情報

| 開設日時                    | 開設場所         |
|-------------------------|--------------|
| 4日(火)・25日(火)午後          | イオン八街店       |
| 7日(金)・26日(水)午前、12日(水)午後 | 八街駅南口        |
| 7日(金)・28日(金)午後          | 上砂農村広場       |
| 6日(木)午後                 | カスミ八街店       |
| 5日(水)・19日(水)午後          | カスミ朝日店       |
| 17日(月)午前                | 住野老人憩いの家     |
| 13日(木)午前、17日(月)午後       | 文違コミュニティセンター |
| 18日(火)・26日(水)午後         | ランドローム東吉田店   |
| 27日(木)午前                | セブンイレブン笹引店   |
| 27日(木)午後                | 富山コミュニティセンター |
| 10日(月)・20日(木)・24日(月)午後  | コメリ八街中央店     |

※午前・午前10時～11時30分 午後・午後2時～3時30分  
※諸事情により開設できない場合もあります。  
**八街幹部交番** ☎ 443-1110